

小値賀町議会 4 月会議は、令和 6 年 6 月 2 8 日午後 1 時 3 0 分、
小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8 名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	藏
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	前	田	達	也
教	育	中	村	慶	幸
会	計	橋	本		満
総	務	博	多	屋	雄
住	民	北	村		一
福	祉	谷	元	芳	仁
産	業	西	浩		久
農	業	山	田	俊	康
農	業	村	田	祐	宏
建	設	永	田	敬	一
診	療	牧	尾		郎
教	育				三
	次				豊
	長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明	
議	会	事	務	局	書	記	岩	城	堯	志

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会定例6月会議

令和6年6月28日（金曜日） 午後1時30分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 森岡正雄議員 ・ 橋本武士議員 ）
- 第 2 「議案第51号 令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）」の再議について

午後1時30分 開 議

議長（宮崎良保） 報告いたします。

ただいまの出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

ただいまから、令和6年小値賀町議会6月会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番・森岡正雄議員、3番・橋本武士議員を指名します。

日程第2、「議案第51号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）」の再議についてを議題とします。

町長から先に否決した、「議案第51号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）」について、地方自治法第177条の第1項の規定によって、再議に付されました。

町長から再議に付する理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 「議案第51号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）」の再議について説明をいたします。

令和6年小値賀町議会定例6月会議において、令和6年6月20日に審議され、同日否決となりました。議案第51号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）につきましては、地方自治法204条及びこれに基づく町の給与条例に定める給料やその他の義務費等が含まれる、地方公共団体の義務的に属する経費並びに新型コロナ予防接種関係経費である感染症予防のための必要な経費が含まれております。否決となりますと、提案した予算案の全部が否決されたこと、否定されたこととなり、義務費におきましてはその性質上、本町として法律上の義務が果たせなくなるということ、また感染症予防費につきましては、町民の生命を守るという観点から、行政の責務が果たせなくなるということに鑑み、同法第177条第1項の規定により再議に付するものであります。

議員の皆様におかれましては、今一度慎重な御判断を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで再議に付する理由の説明を終わります。

これから再議に付する理由についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山弘藏議員

6番（横山弘藏） 再議に、このことがですね、十分要件を満たしているのかどうかですね、私としてはいろいろ調べてですね、はっきり納得することは

できませんでした。あの議案そのものに、私は反対することは全くないんですけども、これを執行部が再議にですね、もう一度諮ったというのがですね、少し疑問点が残ります。内容にですね。そしてあの義務的経費とされていますけども、私が調べた範囲ではですね、どうもこれが義務的経費に当たらないと。必要というのはわかりますけども、この再議に諮るための義務的経費に当たるかどうかというのが、非常に私としては、もうひとつ納得がいておりません。それでしばらくこの問題については、再議の問題については、私は時間が欲しいと思いますけども、その辺どのように思いますかね。

議長（宮崎良保） 誰、誰に質疑を。

総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

まず1点目の、再議に付した理由になりますけれども、地方自治法第177条に、読み上げます。「地方公共団体の義務に属する経費、感染症予防のために必要な経費、議会において、経費をですね、議会において削除し、または減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。」とうたわれてございます。これはですね、地方公共団体の長としての義務になってございますので、予算を否決され、予算が否決されたわけでございますので、再議に付さなければならないというところを出させていただいております。

そしてですね、義務的経費についてですけれども、義務的経費はですね、その地方自治法の中で、「既に当該年度において支出すべき義務が確定しているものを指す。」っていうふうなことでうたわれてございます。その中でですね、この一文だけでございましたら、本当にこう解釈がしづらいところがあると思います。で、こういうところの解釈についてはですね、一条一条を細かに解説している逐条解説という解釈というのがございまして、その中でもですね、慎重に念入りに調べたところ、義務的経費につきましては、法令とか法律により負担が決まっている経費以外の経費であって、既に当該年度において支出すべき義務が確定しているものを指すってございます。今回挙げさせていただいている義務的経費につきましては、職員の給与だとかですね、決まった約束事を上げさせていただいておりますので、その分ですね、再議に付するということでございますので、別段問題はないと考えております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

横山議員

6番（横山弘藏） 義務的経費として、元々決定、議会の議決も得てですね、決定した予算であれば、その時点で義務的経費にはもうなっていると思うんですけども、この前の補正ではそれを審議する議案やったわけですね。だからその時点で、本当にそれが義務的経費として、もう位置づけられているのかどうかですね、その辺もちょっと疑問に思います。それからですね、義務的経費と

して、感染症の予防のためというのもありますけども、調べたところによるとですね、義務的経費のうちのは、国が法定感染症として認めているものに対しての補助金とかですね、町がやるもの。しかし今コロナのあれは5類ですかね、これは任意なんですよね。受けてもいいし受けなくてもいいと。ということは絶対的な義務的経費ではないと私は思いますけども、その辺はどのように解釈していますか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

まず義務的経費の位置づけで補正予算がやられたかというようなちょっと質問だったかと思えますけれども、今回の補正予算（第2号）の中には、職員給与費とか、防災無線の衛星系負担金とか、そういうこう支払うことが約束されたもの、職員給与でいえば、地方自治法 204 条にうたわれているものが、補正予算の中にございましたので、そこは義務的経費ということでございます。ですので、この 177 条に該当するというところで再議に付さしていただいております。あとこの中に、今度この補正予算の中に感染症に関するものが入っているのかというところでございますけれども、地方自治法の 177 条の第1、第2項です、第1項第2号になりますが、感染症予防のために必要な経費という書きぶりでございます。この感染症予防のために必要な経費というところを、その逐条一条一条設定したときの解説で、実例等々見ていきますと、これについては横山議員がおっしゃったように、法令に位置づけられている感染症法とか、位置づけられている感染症を防ぐものとかですね、パンデミックとかそういうような位置づけと解されます。しかし、その中でですね感染症につきましては、その他、そのほかですね、その他です。「感染症予防に必要なもの」という文言でございます。で、その感染症予防に必要なものでございますけれども、これをですね解釈していきますと、感染症法 57 から 59 条のほか、「感染症予防のために避けることのできないものを全て含む」と書かれてございます。で、一方で、「感染症予防のための一般的な公衆衛生に関する啓蒙宣伝費等は含まない。」となってございます。で、解釈しますと、感染症予防のために、一般、あの必要、避けることのできないものは全て含むが、啓蒙宣伝費は含まないとなっておりますので、啓蒙宣伝費のほかは全て含むと解釈できますので、感染症予防というところで 177 条第1項第2号の規定に基づいて上げさせていただいております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかにありませんか。

ありませんか。今のうち聞いとってください。

横山議員

6番（横山弘藏） しばらく休憩をお願いします。

議長（宮崎良保） しばらく休憩します。

— 休憩	午後	1 時 40 分	—
— 再開	午後	2 時 32 分	—

議長（宮崎良保） 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

ありませんか。

質疑ありませんか。

しっかりと聞いてください。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、まず原案に対する反対及び先の議決に対する賛成討論、次に原案に対する賛成及び先の議決に対する反対討論を、交互に行います。

それでは原案に対する反対及び先の議決に対する賛成者の発言を許します。

どなたかありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。再議とすることに対して反対の立場で討論を行います。

定例6月会議の議案第51号、令和6年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、賛成少数となり否決されました。僕が賛成しなかった理由につきましては、反対討論で述べたとおりですが、おそらく執行部の皆さんは、文句があるなら否決ではなく修正案を出せばいいのにと思われたことでしょう。実はこの補正予算に賛成できないとの思いに至ったのは、補正予算の審議の途中でした。確かに修正案を出せばそれがベストですが、予算の修正動議を出す場合は、前もって議長に文書で提出することが義務付けられています。しかも修正予算の書類を作成しようとしても、僕ら議員そう簡単に数時間でできるものではありません。採決の前に休憩を取って、何日か後に修正案を出して審議するという方法をとらなかつたのは、自分の至らないところだつたと反省はしておりますが、実際現実的ではありません。残る方法はこちらが指摘する部分の予算を除いて、改めて補正予算の提出を求める組み替え動議になりますが、仮に動議が成立しても、その動議にその結果に法的な拘束力はなく、執行部が全く同じ内容の補正予算を再び提出してくるということは、もう火を見るより明らかなので、したがって残る方法は1つ、反対の意思表示をするしかなかつたわけです。しかしながら、小値賀町議会は通年会期制をとっている

ことから、反対討論の対象となった箇所を除いて、結果的には組み替え動議と同じ結果となりますが、次は反対されないような新たな補正予算を組むために、執行部は議会と何らかの協議をするものと考えておりました。

さて本来補正予算が否決された場合、執行上何らいう効力を有しないことから、地方自治法第 176 条第 1 項による再議はできません。しかし執行部は義務費が含まれていることから、特別的拒否権と言われる法第 177 条第 1 項を適用し、再議しなければならないとの考えで再議に付してきました。もし再議が通れば、議案第 51 号をもう一度採決することになります。簡単に言いますと、義務費が、義務費が含まれるのだから、補正予算はそのまま通すべきだということですが、この場合の成立要件は、通常の再議の 3 分の 2 ではなく、過半数です。定例 6 月会議の採決と同じです。となると、定例 6 月会議でこの議案は否決したという事実は、どこに行ってしまうのでしょうか。同じ二代表制でありながら、町長は独任制ですが、その監視の役割がある議会は合議制であり、多数決で決定したのは事実です。そして予算を決めるのは議会です。議員は住民の代表であり、付託されているその重みを感じながら、常に是々非々で物事を判断し、悩みに悩んだ上で評決に臨んでいます。軽い気持ちで賛成するか反対するか、感情に流された判断は、議員誰一人として、していないと思います。議会で決めたこと、議決の重みは尊重すべきで、再度採決しようとすることに大きな違和感を覚えます。とはいうものの、町長は特別的、特別的拒否権を使って再議に付す義務があると判断したわけですから、あとはこの法第 177 条第 1 項に該当するかどうかの判断になると思います。この法律には、再議の根拠になる経費は 3 つ書かれていまして、法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費、その他の普通地方公共団体の義務に属する経費と規定されています。確かに再議理由にある給料や職員手当等は、項目としてはいわゆる義務費ですが、本件は当初予算ではなく、あくまでも補正予算です。これは僕の考え、先ほど全員協議会の中で総務課長のお話を伺って、これはもう全然考え方が違うなと思ったところですが、僕は仮にこの経費が認められなかったとしても、当初予算の枠はあるわけですから、これらの品目は名目的に義務費であるものの、実質的には早急な予算措置が必要であるものはおそらくごく一部、ごく一部は入っていると思いますが、多くの経費は次回補正予算でも十分に間に合う。つまり、確かに義務費の項目ではありますが、再議本来の理由に該当するのかわりに疑問を感じます。また新型コロナ予防接種ワクチン確保事業に対する助成金についてですが、厚生労働省のホームページによりますと、「令和 6 年度以降の新型コロナワクチンの接種については、季節性インフルエンザとなどと同じ定期接種 B 類として実施」とあります。原則として接種は有料で、65 歳以上及び 60 歳から 64 歳で、対象となる人には、秋

冬に自治体による定期接種が行われ、各自治体において設定した自己負担が自己負担額がかかるとされ、定期接種以外で接種を希望する人は、任意接種として自費での接種となると書かれています。ただこのホームページには、接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はないとはっきり明示されています。よってこの費用はあくまでも町の善意による施策であり、もちろん大いに進めてほしい施策ではありますが、法的な根拠はないと僕は考えています。

以上のように本来の義務的再議に掲げられた条件には該当しない経費が多々含まれること。さらに通年会期制を生かし、本当に喫緊に必要であるとする経費であれば、これらの経費だけを補正予算として計上すれば済むこと。またこの後の採決で否決されたとしても、義務費の原案執行はできると規定されていること。以上の理由から再議に反対いたします。

以上、反対討論を終わります。

議員の皆様におかれましては、定例6月会議で否定したという事実を重く受け止めていただき、慎重にご判断いただきたいと思っております。以上です。

議長（宮崎良保） 次に、原案に対する賛成及び先の議決に対する反対討論を行います。

反対討論ありませんか。

小辻隆治郎議員

5番（小辻隆治郎） 私は概ね補正予算の原案に対して賛成の意見を述べます。

今田議員のですね、一応私あの地域おこし協力隊の活動についてはですね、それを指導的な立場であったので、これの説明をしたいと思っております。そしてさらにもう1つですね、あわび館の問題についても、担当とよく話を聞いたところ、あわび館の主な予算案は、案はふるさと納税の返礼品に関わるもので、漁師さんとかの貢献に関わるものという説明を聞いたので、この必要性はある、必要性があるというふうに思います。

次に商店街の活性化の地域おこし協力隊の活動はですね、笛吹本通りのさらなる活発化を図るため、いろんなイベントを開催して、主に商店街若手の気持ちをひとつに結集しながら盛り上げていくという試みです。今回はクリスマスマーケット開催による予算書となっておりますが、さしたるイベントではないと思う人もいるかも知れません。しかしイベントで行動を共にする、気持ちを一体化していく過程、これが大事だと考えております。また、イベントには、小学生、中学生、高校生を含めた家族みんなでということ念頭に置きながら、地域のあるいは子どもたちの賑わいを創出していくというような予想であります。現在その効果として、実際イベントごとにも主体的に動く地元の方が多数参加して、この前もイベントをしましたけども、参加しております。さらですね、長大生の、今地域おこし協力隊に来ている長崎大学生を多数の友達、その友達が多数このイベントの度に参加をしております。これからは、県立大が

8月の末に来られます。東京芸大も8月から8月の半ば頃から来る予定というふうになっていますが、これをチャンスと捉えてですね、皆さんもこれからまちづくりになりそうな、そういう可能性を引き出すために、我々、地域おこし協力隊の仲間と共にですね、頑張っていきたいというふうに考えております。さらにある大学の先生方の皆さんからも、小値賀町の支援体制を組織するとの呼びかけもいただいております。人口減少・少子高齢化が進む中、対策を立てて実行することで、持続可能なまちづくりを考えていきたいというのが、私の考えであります。さらに農漁業の活性化を進める上でも、この商店街での試みをぜひとも成功させることが重要と考えます。以上です。

議長（宮崎良保） 次に、原案に対する反対及び先の議決に対する賛成討論を行います。

討論はありませんか。

ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようですので、原案に対する賛成及び先の議決に対する反対討論を行います。

討論はありませんか。

立石光助議員

1番（立石光助） はい。今回のその再議に関して賛成であり、前回の補正予算案に対しての否決に対しては、反対という立場で述べさせていただきます。

まずこの再議についてなんですけれども、法的に必要な手続きということは十分理解はしました。なので、これに関してはやらないといけないということなんですけれども、ただ進め方ですね、がちよっと納得ができなくてモヤモヤが残るなどは思っています。十分にその前回の、前回というか6月の20日の否決の結果を踏まえた、踏まえて、その反対したのが4人ということだったですけれども、そこへの理解、再議をするにあたって、反対した議員たちへの十分な説明がなされたかということ、そうではなかったのかなと思っていますので、ちよっとその進め方に関しては、私はちよっともやるところであります。で、その補正予算の否決に対する反対なんですけれども、まず小辻議員もおっしゃったように、あわび館ですね、あわび館に関しては、その水産加工品のが今ストップしてしまっているの、その、そこを再開するという、その議会でもそういう答弁だったと思います。それに関しては、私もその数少ないそのふるさと納税の、こんなにその海の資源が溢れているのにも関わらず、数少ない返礼品、水産加工品の返礼品のうちの1つであるヒラマサの漬けですね。これは今、受付をストップしている状態だということなんで、すごくこんなに豊かな海に囲まれているのに、そういう選択肢が少なすぎるっていうことは、すごくもったいないなと思うので、今さっきちよっと見たら、あおさとドレッ

シングと魚醬、水産加工品にカテゴリーされているのは、それしか今ないんですね。それはすごくもったいないことだなと思うので、そこはなんだろう、選択肢をもっと増やしたいと、増やしてほしいと思いますし、そのヒラマサの漬けだけではなくて、そのプラスアルファで新しい水産加工品の開発とか、もう今回のそのあわび館の補正予算で期待できるかなと思ったので、私はそこは進めていってほしいと期待を込めて思っております。で、協力隊の方に関しては、活性化のですね協力隊に関しては、私もその活性化、商店街活性化の会である「おぢかにぎやかそ会」というものの会議に参加させていただいたりはしているんですけど、そのクリスマスマーケットをやるってということだけしか私ちょっと把握しておらず、そのクリスマスツリーとかオーナメントとかそういったのを購入するっていうところまでは、ちょっと把握していなかったですし、それが本当に必要なかっていうところも非常に議論の余地があるなと思っておりますので、そこはちゃんと何だろう、今、町にあるクリスマスマーケットを開催するために必要なものが、今あるものでできるのかとか、僕はこれを買う、新しく物を買うときには、将来的にはごみになるとかいうことを、って思ってしまいうんですけど、そういう何だろう長期的な目線でその買うものってというのが選択されているのかとか、そういったところはすごく私は大切なことだなと思うので、そこはちょっとちゃんとその話し合っ、それが本当に必要であるならば、そういった、それがみんなが納得するならば、それは買えばいいと思うので、そこはちゃんとその話し合いをしてほしいなと思っておりますが、全体としてはその6月のその補正予算に対しては、賛成という立場です。以上です。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

ありませんか。言いたいことは。

江川春朝議員

7番（江川春朝） 今別に、賛成・反対どちらでもいいんですよね？

議長（宮崎良保） そうです。

7番（江川春朝） あの少し前までは、真逆の立場だったですけど、反対して否決した1人でありまして、賛成の立場で、これ反対の立場の討論を書いているんですけど、賛成の立場で討論させていただきます。

まず疑問が多かった2点についてですが、あわび館に関する部分は、本会議で1から10まで聞かないとわかりにくくて、単なる説明不足だったのかなと思います。もう1点目の地域おこし協力隊の備品補助金についてはですね、はっきり言ってイルミネーションやクリスマスツリーは、役場の前だけで十分です。あとは自分で自主的に頑張ってる町民もいますが、それを公費で購入したところで、根本的な商店街の活性化には、つながるとは思えません。今ある役場のイルミネーションを一緒にお手伝いして、プラスイベントをすればこと足りる

ような気がします。そして、同じ議員仲間が関わることには甘いでは、町民に対して顔向けできませんので、今後もしっかり意見をさせていただきたいと思います。先の否決の際ですね、反対多数を予想し、自分が修正案などを、今田議員もおっしゃってましたけど、ほかの方法を用意していなかった部分は、反省をしています。ただですね、あの会議の後、町長のあの怒り狂ったような態度ですね。あれはすごく今後の採決に影響すると思うので、私自身はそういう態度をとられ、無視されたり、そういう対応をとられた場合、逆に燃えるタイプですので構いませんが、今後そういう態度はあまり人に見られないところをお願いしたいと思います。そしてやはりあの否決に至ったことはですね、議員が半数新しくなったことで、良い意味での政治再建の予兆の瞬間だったのかなと思ってますので、ぜひ前向きに捉えていただきたいと思います。

これで私の賛成討論に代えさせていただきます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 **森岡正雄議員**

2番（森岡正雄） はい。実は私もあの賛成のものを用意していながらも、それは反対の方にも取れるのでっていうところではありますが、私はですね、原案に対する賛成及び先の議決に対する反対の立場で討論をしたいと思います。なんでお前もこんなのかって思われそうですが、先日の会議でなぜ私が反対したかといいますと、地域おこし協力隊の予算に納得できなかった。これが一番多ございます。1人しかいない地域おこし協力隊の予算に、年に一度しかないクリスマスイベントの備品購入及び補助金で102万円の予算が計上されておりましたが、執行部からの答弁は、次年度からも継続して協力隊が来るので、そのまま継続して利用できるとのことでしたけども、とても納得のいく答弁ではありませんでした。継続して地域おこし協力隊が来るなんて、そんな保証どこにあるのでしょうか。私が聞いたかったのは、このイベントをやることで、どう商店街活性化し、どう本町が発展するかでした。まさに先ほど小辻議員がおっしゃったようなことを聞いたかった。そうした未来像がですね、その執行部側から発せられなかったのは、ここについては大変残念です。しかしながら、補正予算を全て否決するのではなく、修正案を出すとか、全員協議会を開くとか、休憩を求めて考える時間を取るなど、私から提案できたことはありましたし、そこに関しては、私の未熟さであり、大いに反省しております。これはまさに私の不徳の致すところであり、自戒の念、自責の念を込めて、採決前に戻す、戻すために、今回に関しましては、原案に対する賛成及び先の議決に反対をする立場で、私の意思を表明をいたします。私からは以上です。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 **横山弘藏議員**

6番（横山弘藏） 原案に対する賛成討論を行います。

再議をですね行って、それに私も賛同したいと思います。ひとつですね、言

っておきたいのは、まだ私の中にはその再議としての内容をですね、しっかりこの議案が持っているのかどうかちゅうところがまだ消化できてない部分があるんですけども、それは今後の議会としてもですね、執行部もですね、ちょっと研究課題にしてほしいという気持ちがあります。あのある専門家に言わせると、今度の補正予算は、再議に上げるだけの要件を満たしてないちゅう学者もおられます。いろいろ調べたところですね、その辺もですね、やはり今後のことがあるので、お互い研究をしてほしいと思っております。それであのこの前の議案に対しての反対者が4名ほどおられましたけれども、私は賛成の立場で討議したいと、討論したいと思えます。今ですね、小値賀町の今の状況の中で、やはり考えなくてはいけないのは、少しでも前進するということだと思います。あわび館の活用もですね、それから商店街の活性化もですね、結果がどうであろう、投資効果がですね少しでも出るように、そういうものを期待して、私は今回の補正予算には賛成したいと思っております。

以上、賛成討論を終わります。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 2 時 58 分 —
— 再開 午後 2 時 59 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

これから「議案第 51 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）」の再議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を先の議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 2 時 59 分 —
— 再開 午後 3 時 00 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

先の議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立少数です。

したがって、「議案第 51 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）」の再議については、先の議決のとおり決定することは否決されました。

したがって、「議案第 51 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）」を改めて議題とします。

令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）について、歳入歳出全般についての質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

4 番（今田光弘） 議長、修正動議を提出します。

議長（宮崎良保） しばらく休憩します。

— 休憩 午後 3 時 00 分 —
— 再開 午後 3 時 01 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

ただいま今田議員から議案第 51 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）について修正動議が提出されました。

この動議は、地方自治法第 115 条の 3 の規定により成立をしました。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 3 時 01 分 —
— 再開 午後 3 時 03 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

議案第 51 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）に対して、今田光弘議員からお手元にお配りしましたとおり修正案が提出されました。

したがって、これを原案と併せて議題とします。

修正案の提案者に趣旨説明を求めます。 今田光弘議員

4 番（今田光弘） 議案第 51 号に対する修正案提出の趣旨説明を行います。

定例 6 月会議の議案第 51 号、令和 6 年度一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、町長から地方自治法第 177 条第 1 項の規定から義務的再議として付され、先ほど採決の結果、反対は僕 1 人ということで賛成多数となりました。改めてこの補正予算案をもう一度採決することになったわけですが、先ほどの反対討論で述べたことを踏まえ、また義務費等も考慮した上で、自分の考えられる最善策として、今回この補正予算に対する修正動議を提出する考えに至り

ました。補正予算の反対討論では、反対理由を大きく2点に絞りましたが、そのうちの1つ、あわび館一連の予算につきましては、先ほどの討論の中にありましたように、僕もとりあえず今年度はこの予算で動いてみて、その結果を受けて、来年度以降どうするか判断をしてもいいのではと考え直し、この部分についての修正はしなくてもいいと判断しました。しかし地域おこし協力隊商店街活性化事業に係る一連の補正予算につきましては、先ほどの討論の中で小辻議員、あるいは立石議員が、横山議員もそうでしたっけ。明るい小値賀のためには必要なことというふうな発言はされましたが、私はやはりいくら考えても賛成することができません。もちろん地域おこし協力隊の活動自体を否定するものではありません。むしろ地域おこし協力隊員には本当に頑張っていただきたいと思っていることに変わりはありません。

それではお配りしましたペーパーをご覧ください。

別紙、そうですね、めくっていただいて別紙ですが、別紙に記載のとおり、歳入では、18款・繰入金、1項・基金繰入金の原案6億6,475万2,000円を102万1,000円減額して、修正後の額を6億6,373万1,000円とし、歳入合計を38億4,148万6,000円に改めるものです。

歳出では、6款・商工費、1項・商工費の原案、1億3,906万円を102万1,000円減額し、1億3,803万9,000円とし、歳出合計を38億4,148万6,000円に改めるものです。

なお、議会は目と節を修正することはできませんので、関係資料、次のページですが、関係資料として添付しております、歳入歳出予算事項別明細書にて詳細をご確認ください。

以上、修正案提案の趣旨説明と内容の説明を終わります。

議員の皆様におかれましては、慎重なるご検討とご判断をお願いしたいと思います。以上です。

議長（宮崎良保） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

修正案に対する質疑はありませんか。

ありませんか。

小辻隆治郎議員

5番（小辻隆治郎） クリスマスマーケット開催についての予算に異議があるというお話ですけども、今まで商店街にクリスマス、飾り物を全体的に飾ったことはない記憶しております。確かに役場、そして商店街の入口の方、下の方から入口の方ですね、あの辺はあるんです。ただ商店街全体にそのクリスマスイルミネーションを飾るということはなかったと思います。したがってクリスマスになっても非常に侘びしい。そういう風景でした。あれが飾るとしたら結構見に来る人も多く、多くなるかなと。子どもさん方はなお多くなるかなと

いうふうに思います。それにつれてですね、商店街も飲食店を中心にして、そういう活動をするというような意見も出てるそうです。私自体はこのクリスマスマーケットについては、参加はしておりません。何でかという、もうにぎやかそ会の仲間にみんな任せております。自分たちで判断して自分たちで決断し行動してくださいと。そういう話し合いの中でおそらくクリスマスマーケットになったと思います。要は、さっきも言ったように、心を機にひとつにするというのがひとつの最初の段階の目的です。まず町の中を一体化するというのが私の最初の考え方で、そしてそれをどんどんどんどん発展しながら、自ら今度は行う商店街活性化、その辺を考えております。先だってですね。諫早の商店街にちょっと見学に行きました。そのキーマンとなる人にも会いましたけども、やはり1年目2年目は大した効果もなくですね、皆さんの協力を言ったけども、なかなか協力する人が少なかった。ところが、それを継続している間にですね、継続した中に、3年4年後からじわじわ見る人、見る人たちが多くなったと。そして、そこのイベントに参加する人たちもじわじわ増えてきたと。それでそれからもうあともう10年近くなりますか。今は諫早市からの支援も受けてですね、もう大々的にやっているというような形です。私としても、1年ぐらいではまずこのイベントは失敗すると思ってます。あと2年、3年、それを引き継ぐ人間を育てんばいかんっちゃうのが私の使命です。そういう意味ですね、今回30日にキッズゲルニカという、縦が3.5メートル横が7メートル、これの垂れ幕をですね、商店街のど真ん中に展示します。それには小学生、中学生、あるいは高校生も、そして核になるそういう人物も配置しております。そのための準備10時から4時の間、その間に描き終えるということですが、その関係の準備も着々、ご婦人方が準備してるそうです。そういう意味でですね、そういう一体化を出す。そういう試みが今の時点です。それが成功するのは2年後か3年後かわかりません。しかし継続が力なりと昔から言います。そういうことをしていかなければ、この小値賀は人口減少・少子高齢化はどんどん進んでいきます。確かにクリスマス、クリスマスマーケットですか。これがいけないという意見もありますけれども、要は今言ったように、心を一つにして、そして商店街がどんどん発展するような工夫をしながら、自分で工夫して、そして自分で活性化をするという気持ちがみんな一体になったときおそらく小値賀の商店街は、ほかの成功した商店街と同じく、賑やかなものになるというふうに確信はしております。そういう意味でですね、道具が悪いけんどうのこのつていうのも結構ですけども、それに工夫を加えながらですね、みんなが一体、一緒になってそこでイベントをし、そして行動し、一緒に喋って一体感を出していくということにですね、の、一方としてのクリスマスマーケットいうふうに捉えてほしいと思います。以上です。

議長（宮崎良保） 修正案提出者、今田議員。

4番（今田光弘） はい。一般質問のような質疑で、ちょっとどういうふうに見えるか難しいんですが、クリスマスマーケット、おそらくイメージだとイルミネーションというイメージだと思うんですけど、それは決して別に僕も反対するわけではありません。先ほど江川議員だったかな。あの討論でおっしゃってたように、小値賀は個人が頑張ってるイルミネーションをつけられている方も何人かいらっしゃいます。本当に心一つにしてまとまって小値賀を盛り上げていくっていうのは本当にいいことだと思うんですが、やっぱり先ほど小辻議員もおっしゃってたように、その自分たちで判断していく、あるいはその工夫して、まず、そういう言葉をおっしゃってたように、何も公費を出さなくても、やっぱり工夫次第でいろんなことができると思います。むしろ公費を出すことで、なんていうんですかね、その成果といってもクリスマスマーケットで集まったとしても、それが商店街の活性化にすぐつながるか、その時間が必要だということであったんですが、そういう意味ではこれだけの100万円使っただけの費用対効果はないというふうに僕は感じています。以上です。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に、原案に反対及び修正案に反対討論を行います。

ありませんか。

橋本武士議員

3番（橋本武士） 修正案には、反対の立場での討論となります。

金額102万1,000円、当然大きな金額ですし、公費で賄われるイベントということになるんですが、あの小辻議員はじめほかの議員の方もおっしゃった、直接的な費用としてのクリスマスマーケットとキッズゲルニカとか、こういったイベント事に対する費用としてどうかっていうふうに考えがちなんですが、私は102万1,000円の費用対効果とかそういったことではなくて、このイベントから始まる切り口、それが私はちょっと小辻さんと意見が変わりますが、商店街の活性化に留まるのであれば、あまり意味はないと思ってまして、やはり持続してこういったイベントは継続して将来的には商店街だけではなく、小値賀町全体を巻き込んでいくような、そういった若い人の力、それを信じて期待

を込めて、修正前の案で通していただきたいと思います。以上です。

議長（宮崎良保） 答弁は要りませんか？

次に原案に対する賛成討論を行います。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に修正案に対する賛成討論を行います。

修正案に対する賛成討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保）

ほかに討論ありませんか。

自分の意見は出してください。

森岡正雄議員

2番（森岡正雄） 私は修正案に対して賛成の立場で討論したいと思います。

もう内容といたしましては、私先ほど言ったものと全く同じでありまして、そのやっぱりその単発のものに、イベントに対しての、これだけの費用をかけるってということよりも、私はその長期的にというか、1年通していろいろなものやることで、その地域の、失礼しました、商店街の活性化につながるようなものを出していただきたいという思いがございます。でその私が思いますのはやはり1年間しかいないということであれば、この1年間の計画表みたいなものをしっかりと立ててですね、その中でその実行していくべきものというのを取捨選択をして、それでこうした形で予算に上げていただくのがよろしいんじゃないかと思えます。よって、今回のこの内容に関しましては、私は反対の立場ということになります。以上です。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

江川春朝議員

7番（江川春朝） 私もさっきのあの討論の中で、もう言わせてもらったんですけど、小辻議員の何か壮大なですね気持ちは聞きましたが、地域おこし協力隊の商店街活性化事業、いろんなイベントもちろんしていいんですけど、した方がいいとも思いますが、商店街の活性化、島の中の人がお客さんなんですよ。活性、根本的に活性化になるのかちゅうところが、この100万円です、がやっぱり腑に落ちないので、私は賛成の立場とさせていただきます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

この採決は起立によって行います。

まず、議案第51号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）に対す

る修正案について採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正議決した部分を除く原案について起立によって採決をします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 3 時 20 分 —
— 再開 午後 3 時 21 分 —

議長(宮崎良保) 再開します。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立多数です。

したがって修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

よって、議案第 51 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算(第 2 号)は、修正可決されました。

以上で、本 6 月会議に付議された案件の審議は全部終了しました。

これにて令和 6 年小値賀町議会 6 月会議を終了します。

お疲れでした。

— 午後 3 時 22 分 散会 —